

船舶事故等調査報告書

平成21年10月1日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2009広第105号	
事故等種類	損傷（のり養殖施設）	
発生日時	平成21年1月13日 06時00分ごろ	
発生場所	広島県福山市袴島の北東1,300m付近 （概位 北緯 34° 21.7′ 東経133° 28.6′）	
事故等調査の経過	平成21年4月10日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 押船 <sup>にっしん</sup> 日新、129トン 136788、新菱海運株式会社 B はしけ <sup>しんびし</sup> 新菱1号、全長約90m×型幅約18m なし、月星海運株式会社	
乗組員等に関する情報	A 船長 四級海技士（航海） B なし	
死傷者等	なし	
損傷	A なし B 右舷船底外板に擦過傷	
事故等の経過	A船は、船長ほか4人が乗り組み、船首約3.30m、船尾約4.10mの喫水で、コークス約2,400トンを積載し、約3.85mの等喫水となったB船を押し、平成21年1月13日03時40分ごろ、袴島北東方沖を、針路約270° 速力約9.5ノットで、自動操舵により航行中、右舷前方約200m付近に灯火を認めて右転したところ、何ら衝撃がなかったため、そのまま航行を続け、14時50分ごろ、広島県呉港に着岸後、B船の錨にのり網がからまっているのを認め、海上保安部に通報した。	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	あり なし なし 船長は、袴島周辺に設置されたのり養殖施設の正確な範囲を知らなかったが、月夜だったので、同施設を見て避けられると判断したことにより、同施設に接近した針路で航行したものと考えられる。
原因	本事故は、A船がB船を押し、広島県袴島北東方沖を西進中、のり養殖施設に接近した針路で航行したため、同施設に進入したことにより発生したものと考えられる。	